



# 島根県報

令和3年11月26日（金）

第 264 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建 築 住 宅 課) 2

### 【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正 (総 務 課) 2

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 3

指定施業要件の変更予定保安林 ( " ) 3

保安林の指定の解除 ( " ) 4

漁業災害補償法の規定による同意 (沿 岸 漁 業 振 興 課) 4

公有水面埋立免許の出願 (河 川 課) 5

### 【特定調達公告】

島根県立高等学校学習者用端末調達に係る一般競争入札の落札者等 (教 育 指 導 課) 6

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料  
の額の一部改正 7

### 【正 誤】

令和3年1月26日付け島根県報号外第7号中 (道 路 維 持 課) 7

## 公布された条例等のあらまし

## ◇建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第150号）

## 1 規則の概要

二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者発表について、氏名に代えて受験番号を公告することとした。（第18条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第150号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「合格公示」を「合格公告」に改め、同条第1項中「氏名を島根県報で公示し」を「受験番号を公告し」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

## 島根県告示第698号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、令和3年11月26日から施行する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

表中

「

《教育委員会》			
---------	--	--	--

」

を

「

《教育委員会》			
島根県立青少年の家会計年度任用職員採用試験	得点（科目別得点を含む。）及び順位	合格発表の日（結果通知発送の日）から1月間	青少年の家

」

に改め、同表の島根県教育庁埋蔵文化財調査センター会計年度任用職員採用試験の項中「得点（科目別得点を含む。）及び順位」及び「合格発表の日（結果通知発送の日）から1月間」を「」に改める。

## 島根県告示第699号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市宇津井町479-3、479-5、479-6、479-9、479-10、486、487、493-1、521、555、854-3、854-4、854-6

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第700号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

風害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第701号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町門田813-17、813-18、814-9、814-10

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 解除の理由

林道用地とするため

---

**島根県告示第702号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 加入区の名称

仁摩

## 2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち仁摩出張所の地区の区域

## 3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

**島根県告示第703号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 出願人

鳥取県境港市大正町215番地

境港管理組合 管理者 平井伸治

## 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

松江市美保関町福浦1515番1から同812番2に至る間の地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と16の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 稲荷山四等三角点（北緯35度33分43秒、東経133度15分35秒）から216度8分11秒、1,098.58メートルの地点

2の地点 1の地点から232度42分45秒、0.56メートルの地点

3の地点 2の地点から142度30分59秒、0.10メートルの地点

4の地点 3の地点から232度42分45秒、16.35メートルの地点

5の地点 4の地点から140度24分03秒、0.06メートルの地点

6の地点 5の地点から230度24分03秒、1.29メートルの地点

7の地点 6の地点から9度50分53秒、1.03メートルの地点

8の地点 7の地点から287度01分31秒、5.37メートルの地点

9の地点 8の地点から312度17分25秒、1.87メートルの地点

10の地点 9の地点から50度24分03秒、3.53メートルの地点

11の地点 10の地点から230度24分03秒、2.52メートルの地点

12の地点 11の地点から55度43分51秒、6.59メートルの地点

13の地点 12の地点から44度03分07秒、3.93メートルの地点

14の地点 13の地点から44度08分46秒、6.69メートルの地点

15の地点 14の地点から46度38分33秒、0.79メートルの地点

16の地点 15の地点から143度50分16秒、5.25メートルの地点

## ウ 面積

182.68平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松江市美保関町福浦1515番1、同656番、同656番1、同658番、同659番、同660番、同812番1、同811、同1427番1、同道、同1427番3、同道、同812番2、同812番3、同1478番1、同1491番、同1491番1、同水地内及び松江市美保関町福浦1515番1から同1491番1に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とセの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 稲荷山四等三角点（北緯35度33分43秒、東経133度15分35秒）から215度40分16秒、1,084.49メートルの地点

イの地点 アの地点から95度49分01秒、39.29メートルの地点

ウの地点 イの地点から160度44分12秒、34.54メートルの地点

エの地点 ウの地点から229度55分50秒、41.62メートルの地点

オの地点 エの地点から308度03分07秒、37.59メートルの地点

カの地点 オの地点から260度48分34秒、15.56メートルの地点

キの地点 カの地点から335度14分34秒、13.11メートルの地点

クの地点 キの地点から281度50分49秒、13.39メートルの地点

ケの地点 クの地点から227度28分47秒、4.43メートルの地点

コの地点 ケの地点から260度21分24秒、4.26メートルの地点

サの地点 コの地点から350度06分36秒、15.01メートルの地点

シの地点 サの地点から0度09分27秒、8.87メートルの地点

スの地点 シの地点から87度19分17秒、17.57メートルの地点

セの地点 スの地点から51度28分01秒、34.16メートルの地点

ウ 面積

4,360.69平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願年月日

令和3年9月7日

5 縦覧場所

島根県土木部河川課及び境港管理組合

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年11月26日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

島根県立高等学校学習者用端末 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県教育庁教育指導課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和3年11月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社えすみ松江営業所 所長 藤原 達哉 島根県松江市西嫁島三丁目2-13
- 5 落札金額  
43,450,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和3年9月28日

## 島 根 県 病 院 局 告 示

### 島根県病院局告示第4号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年12月1日から施行する。

令和3年11月26日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

肺がん検診料の項の次に次の1項を加える。

脳ドック 1回につき 45,100円

## 正 誤

令和3年1月26日付け島根県報号外第7号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第68号 の表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">254.71</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">782.08</div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">254.71</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;">782.08</div>